

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方等に関する調査研究

株式会社 野村総合研究所

本調査研究では、令和4（2022）年6月に成立した改正児童福祉法により新たに創設された制度である地域子育て相談機関の具体的な機能や運用を検討することを目的として実施した。

利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の実態把握

地域子育て相談機関は、改正児童福祉法の規定や社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の議論を踏まえると、「地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていく」ことが期待されており、本調査研究においてもこうした期待役割を前提として検討を進めた。

アンケート調査の結果からは、現行の利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業では、日常会話の延長の中で子育ての悩みを吐露できるなど、“身近な”相談場所としての役割を果たしている一方、子育て世帯のニーズに応じた内容・方法での情報発信や、市区町村をはじめとする関係機関との連携には課題があることが明らかとなった。また、ヒアリング調査では地域子育て相談機関の参考となりうる取組事例の収集を行い、地域子育て相談機関に求められる機能や運用の具体化を図った。

地域子育て相談機関の具体的な機能・運用の検討

検討会での議論をもとに、地域子育て相談機関の具体的な機能・運用案について、以下5点の観点で「基本的な考え方」と「その他の意見・運用方法の例示等」に関して報告書にて提言を行った。

①地域子育て相談機関の担い手・区域

相談体制の整備やこども家庭センターとの連携体制の構築を要件し、中学校区を目安に地域の実情に合わせて一定の柔軟性を持たせることとする。

②地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供

運営主体の特色を活かし、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

③子育て世帯とつながる工夫

「身近さ」を生かした相談や足を運びやすい機関づくりを行い、こども家庭センターをはじめとする関係機関と連携しながら、地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる工夫を行う。

④継続的なつながりの構築・維持

子育て世帯が1つ以上の地域子育て相談機関を選択して登録できる仕組みとし、登録する機関やその数は利用者が自由に選択できるようにする。

⑤行政や関係機関との連携

地域子育て相談機関と関係機関の間で相互の情報共有・連携を行い、地域子育て相談機関では情報共有の前提となる相談記録を作成する。市区町村は、個人情報管理方針について定めるとともに、地域子育て相談機関に対してはつなぎ後のケース経過も可能な限り情報提供する。

さらに、今後事業開始に向けて実施要綱や指針の作成により、地域子育て相談機関のあり方のより一層の具体化が必要となると考えられる。